

(三重県) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

平成26年10月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	2,830,000円		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父・複数の寡婦による共同起業の場合)	4,260,000円			
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,420,000円		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	高等学校・専修学校 (高等課程) 月額 (自宅) (自宅外) 国公立 18,000円 23,000円 私立 30,000円 35,000円 高等専門学校 月額 (自宅) (自宅外) 国公立 21,000円 22,500円 (4年・5年) 45,000円 51,000円 私立 32,000円 35,000円 (4年・5年) 53,000円 60,000円 短期大学・専修学校 (専門課程) 月額 (自宅) (自宅外) 国公立 45,000円 51,000円 私立 53,000円 60,000円 大学 月額 (自宅) (自宅外) 国公立 45,000円 51,000円 私立 54,000円 64,000円 専修学校 (一般課程) 月額 31,000円 資金不足の方のため、別に特別分貸付限度額があります。	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)
		18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなくなった高校等就学児童			
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のない児童	100,000円		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 320,000円			
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者の時 (技能習得) 月額 141,000円 (医療介護) 月額 103,000円	知識・技能を習得する期間中の5年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 (技能習得)
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 69,000円			

生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父 (配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者)	月額 103,000円 (上限 2,400,000円) ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,236,000円を限度として一括して貸付することができる。	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満 (生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者の時 月額 103,000円 母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 69,000円	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般 1,500,000円		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内
		災害等 2,000,000円		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000円		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内
医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療 340,000円 特に経済的に必要と認められる場合 ----- 480,000円 介護 500,000円		医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	小学校 ----- 40,600円		修学・修業を終了後6か月	据置期間経過後10年以内
		中学校 ----- 47,400円			
		高等学校 専修学校 自宅 150,000円 (高等課程) ----- (一般課程) 自宅外 160,000円			

		私立の 高等学校 自宅 410,000円 専修学校 (高等課程) 自宅外 420,000円			

		国公立の大学 短期大学 自宅 370,000円 高等専門学校 専修学校 自宅外 380,000円 (専門課程) -----			

		私立の大学 短期大学 自宅 580,000円 高等専門学校 専修学校 自宅外 590,000円 (専門課程) -----			

-----	修業施設 自宅 90,000円 ----- 自宅外 100,000円			(修業施設) 据置期間経過後5年以内	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子	婚姻する子1人につき 300,000円		貸付の日から6か月	据置期間経過後5年以内

修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	月額	68,000円	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後6年以内
		高校3年在学時就職希望の児童が自動車運転免許取得の場合	460,000円			
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額	68,000円	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後10年以内
		入学金、学費等特に必要と認められる場合	816,000円			
		自動車運転免許取得の場合	460,000円			

注) 貸付資金毎に要件を定めています。詳細は、各申請窓口でご確認下さい。